

審 査 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：風営適正化法施行規則
抛 抛 条 項：第72条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課(係)
備 考：